

【判例研究】

小学校教諭の女子児童に対するわいせつ行為と
教育長及び校長の注意義務

名古屋地裁岡崎支部平成30年6月29日判決

〈平成29年（ワ）239号、棄却（確定）〉

判例時報2399号56頁

中京大学法務総合教育研究機構 教授

奥野久雄

序

本判決は、不作為不法行為の成否を主要な争点としているが、不作為が過失となるかどうかの判断の前提に、作為義務を求めている。そして、本判決は、その根拠として、法令と契約をあげている。

一般に、学校事故の処理にあたっては、国公立学校か私立学校かを問わず、学校契約に付随する債務（児童・生徒の安全確保義務）の違反を問う構成と国家賠償法1条による公務員（教諭・校長など）の過失を問う構成とを考えることができるが、今日でも、後者の不法行為構成によるものが判例の多数を占めている。本判決も、そのように小学校の校長及び教育関係者（本件では、教育長）の作為義務（注意義務）の違反の有無が主な争点になっているが、その判断に若干の疑義が感じられる。そこで、以下、本判決をとりあげて検討することにしたいと思う。

一 事実

原告Xは、被告Yの設置・管理する小学校（以下、「本件小学校」という。）の児童であったが、本件小学校において、担任教諭であるEから強制わいせつ行為（以後、「本件わいせつ行為」という。）を受けた。Eは、本件小学校の前任校において、同校の女子生徒から、性的な接触を受けた旨の申立てをされた（以下、「前件問題」という。）。そして、Eは、本件小学校に転任するまでは休職していた。

そこで、Xは、前件問題が把握されていたにもかかわらず、適切な指導監督等が行われていなかったとして、本件小学校の校長には、Eに対する適切な指導監督を怠った過失又はXへの安全配慮義務違反があり、Yの教育委員会の教育長（以下、「本件教育長」という。）には、本件小学校の校長に対する指導監督等を怠った過失又はXへの安全配慮義務違反があるなどと主張し、選択的に、国家賠償法1条1項又は民法415条に基づき、Xが被った精神的苦痛について慰謝料600万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

本判決では、Xの損害額が200万円と認められたうえで、担任教諭EがXに対して本件わいせつ行為の示談金として300万円を支払った。それで、XのYに対する損害賠償請求権が弁済によって消滅したとして、Xの請求は棄却された。

Xは、本件わいせつ行為の被害者であり、当時9歳で、母であるAと父であるB、二人の兄及び二人の姉と共に暮らしていた。

Yは、本件小学校を設置及び管理して教育事務を行い、Y市立教育委員会（以下、「本件市教委」という。）を設置し、その事務を管理執行している地方公共団体である。Eは、男性で、本件わいせつ行為当時、本件小学校の教諭であり、本件わいせつ行為の加害者である。Eは、平成25年4月、Y市立F中学校（以下、「前任校」という。）から本件小学校に転任した。

平成24年7月17日、前任校に、前任校の女子生徒（以下、「前件女子生徒」という。）から……《省略》……という強制わいせつ行為の申立てがなされた（以下、「前件問題」という。）。Eは、平成25年4月、復職して、本件小学校に赴任した。Eは、本件小学校着任時の平成25年4月から、特別支援学級の担任兼主任となり、平成26年4月から、Xの在籍するクラスを担当することとなった。Gは、平成23年4月から平成28年3月まで、本件小学校の校長であった。本件小学校の教頭は、平成25年以降、Hであった。

Eは、……《省略》……という強制わいせつ行為に及んだ。Eは、平成28年9月頃、別件の強制わいせつ行為で逮捕され、さらに、本件わいせつ行為で逮捕され、本件わいせつ行為について、強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の罪により、名古屋地方裁判所岡崎支部に起訴された（以下、起訴された事件を「本件刑事事件」という。）。

X及びその家族とEは、平成28年11月18日、本件刑事事件の起訴状記載の事実（以下、「本件公訴事実」という。）について、以下の内容（人物の呼称等は、本件判決におけるものを用いる、以下同様。）で示談を行った（以下、「本件示談」という。）。

Eは、平成28年11月、本件示談に基づき、X及びその家族の代理人口座宛てに、300万円を振り込んで支払った。

なお、本件判決の事実の紹介について、判決に従い、（1）本件わいせつ行為までの経過、（2）本件わいせつ行為、（3）本件わいせつ行為後の経過の順序で、その事実を並べておく。

（1）本件わいせつ行為までの経過

前件女子生徒は、平成24年7月17日、前任校に対し、Eの行為について申立てを行った。具体的には……《省略》……の申立てをした。

前任校の校長は、同月17日午後7時頃、Eに対し、事実確認を行った。Eは、この確認に対し、……《省略》……を認めたが、その他の身体的な接触については否定した。前任校の校長は、Eに対し、前件女子生徒を二人きりで呼び出したことや身体的接触があった点を強く指導し、前件女子生徒に対する声掛けや接近を禁止するなどの措置をとった。そして、前件女子生徒及びその保護者は、警察に対し、被害届を出すことはなかった。なお、Eは、前件問題について、処分を受けなかった。

Eは、平成24年8月7日から同年11月4日まで療養休暇を取得し、同月5日から休職を開始した。Eは、平成25年1月30日から同年2月5日まで、復職支援プログラムを受けた。前任校の校長は、同月6日、J県教育委員会に対し、Eの上記プログラムの結果について精神状態も良く、遅刻や欠勤もなく、職員、児童、保護者との関係も極めて良好であったこと、主治医がEの健康状態及び精神状態が改善しているので4月からの復職は十分可能であるという意見を出していることなどを報告した。Eは、平成25年3月1日、J教育委員会に対し、復職願を提出した。Eは、同年4月、復職して本件小学校に赴任した。

Gは、同月Eを本件小学校の特別支援学級の担任兼主任に任命した。Gは、平成25年度前期、特別支援学級の他の職員から、Eの女子児童の肩に手を置いたり、顔を近づけたりするという行為について注意をした方がよい旨の報告を受けた。Gは、Eに対し、誤解を招く行動をとってはならない旨指導した。

Eは、平成26年4月から、特別支援学級のXのクラスを担当することになった。Xは、Eになつき、家に帰ってからもEの話をよくしていた。Hは、平成26年、他の教員から、Eが行う女子児童との接触が気になる旨の報告を受けた。Hは、上記の報告について、Gを含む企画委員会で、報告をした。Hは、Eに対し、事実確認をしたが、Eは、上記の接触の事実を認めた。Hは、Eに対し、誤解を招く行動を慎むよう注意した。

Gは、平成26年、他の教員から、Eが女子児童を膝の上に乗せていた旨の報告を受けた。Gは、この報告を受けて、Eに対し、事実確認をしたところ、Eはこの事実を認めた。Gは、Eに対し、疑われるような接触は厳に慎むよう指導した。

(2) 本件わいせつ行為

本件小学校は、平成26年11月に、学芸会を予定しており、Eは、同年10月下旬頃、学芸会の準備のために本件小学校のK教室によく出入りしていた。Eは、同月22日、午後3時40分頃、授業を終えて、Xと共にK教室へ行った。Eは、同日午後3時51分頃、Xに対し、K教室において……《省略》……という強制わいせつ行為に及んだ（本件わいせつ行為）。

(3) 本件わいせつ行為後の経過

Xは、平成27年4月、家庭の事情で、本件小学校から転校したが、転校後も、家族の中でEの話題を出していた。Eは、平成28年9月、別件の強制わいせつ行為で逮捕され、さらに本件わいせつ行為を被疑事実として逮捕され、その後、本件公訴事実で起訴された（本件刑事事件）。

Eは、X及び家族が提示した300万円の慰謝料を何の異議も述べずに受け入れ、X及びその家族とEは、平成28年11月18日、本件公訴事実について、本件示談をしたのであった。

二 判決理由

(1) 教員の監督関係

〔Eは、J県の県費負担教職員であり（市町村立学校職員給与負担法1条）、県費負担教職員の任命

権は、給与負担団体である県教育委員会に属する（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地行法」という。）37条1項）。県教育委員会は、市町村教育委員会の内申により、県費負担教職員の任免、転任その他進退を行う（地教行法38条）。

市町村教育委員会は、県費負担教職員のサービスを監督することとされており、教育委員会は、教育委員会の所轄に属する学校等の職員の任免その他人事に関する事などについて、管理及び執行し（地教行法21条）、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する（地教行法13条1項）から、本件市教委は、G及びEのサービスを監督する権限を有しており、本件教育長が本件市教委を代表してその権限を行使することになる。

また、小学校校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する（学校教育法37条4項）から、Gは、校務をつかさどるため、本件小学校の職員の配置を決定し、Eを監督する権限を有していた。

そうすると、本件市教委には、G及びEのサービスを監督する権限があり、教育長がその権限を行使し、また、Gには、本件小学校の職員の配置を決定し、Eのサービスを監督する権限があったのであるから、具体的状況下において、本件教育長又はGが、Eについて監督したり、配置において考慮すべき義務があったにもかかわらずこれを怠った場合には、過失又は安全配慮義務違反となり得るのである。」

（2）本件教育長の過失又は安全配慮義務違反について

「本件教育長は、前記（1）のとおり、Gに対する一般的監督権限を有するとしても、Eが問題行動を起こすことを具体的に予見できなければ、その監督権限を行使することはできない。また、本件教育長は、Eの問題行動として、児童に対して性的な行為に及ぶことを具体的に予見できなければ、本件わいせつ行為の発生を防止することを回避するための適切な監督を指示できない。

そうすると、本件教育長が、前記（原告主張）の義務（Eが本件小学校に赴任する際に、Gに対し、Eの前任校での前件問題を踏まえてEを適切に監督するよう指示を行うべき義務：奥野・注）を負うといえるためには、具体的状況下において、Eが児童に対して性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができたといえる必要があるというべきである。」

「本件市教委としては、Eが……《省略》……という身体的接触を行ったことが事実として認定できる状況であった。このように、男性教諭が女子生徒に対して……《省略》……という行為は、それ自体性的な意味を持つ行為であって、Eが性的な行為に及ぶ危険性を示すものであるといえる。そうすると、前件問題が生じた時点では、Eが女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶ危険性が具体的にあったといえる。その上、Eは、前件問題について処分を受けておらず、本件市教委は、Eが療養休暇を取得し、休職したことで、事実上前件女子生徒と接触できなくなったこともあり、Eに対し、前件問題について、前件女子生徒の接触を禁止する措置としたにとどまり、他の女子生徒も含めて接触を禁止するなどの適切な指導監督を継続的に行うことができないのであるから、前件問題後に、Eの上記危険性が解消されたと認めることもできない。これらのことからすれば、本件市教委としては、Eが本件小学校に赴任する際に、Eが女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができたといわざる

を得ない。

本件教育長としては、Eが小学校に赴任する際に、校長であるGに対し、前件問題について、Eが、……《省略》……という確実に認定できる事実のほか、Eが、前件女子生徒に対し……《省略》……という身体的な接触を行ったことを否定することができないことを含めて具体的な事情を説明した上で、Eが女子児童と二人きりにならないように、その配置を検討し、十分に監督するよう指導を行うべきであったといえる。

仮に上記の指導が行われていれば、Gは、Eを意思表示が困難な児童のための特別支援学級の担任で、しかも主任にすることはなかったと考えられるし、また、一旦は特別支援学級の担任にしたとしても、Eの女子児童との接触についての報告に対し、具体的に特別支援学級の担任から外すなどの措置を執ることにより、本件わいせつ行為の発生を回避することができたといえる。

したがって、本件教育長には、本件小学校の児童の安全を守るためには、Eが本件小学校に赴任する際に、Gに対し、前件問題について具体的な事情を説明した上で、配置を含めEを適切に監督するよう指導を行うべきであったにもかかわらず、これを怠った過失及び安全配慮義務違反がある。」

(3) 本件小学校の校長の過失又は安全配慮義務

「Gは、本件わいせつ行為前の平成25年頃に、Eが本件女子児童に対して肩に手を置いたり、顔を近づけたりしている旨の報告を受け、本件わいせつ行為前の平成26年頃に、Eの女子児童に対する接触が気になる旨の報告とEが女子児童を膝の上に乘せていた旨の報告とを受けたが、いずれの報告についても、Eに対し、誤解を招く行動を慎むよう、疑われるような接触は厳に慎むよう注意するなどの指導を行っただけであった。……Gは、本件わいせつ行為前において、保護者から、Eに対する苦情を受けたこともなかった。

このことからすれば、Gは、本件わいせつ行為前において、Eが女子児童に対して性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができたとはいえない。

したがって、Gが、遅くとも平成26年9月の時点で、Eに対し、Eの問題行動を踏まえて、Eの特別支援学級の担任の職を解き、女子児童との接触を禁止したり、授業時間以外は職員室に待機させたりするなどの措置をとって指導、監督を行うべきであったとの原告の主張は理由がなく、Gの過失又は安全配慮義務違反を認めることはできない。」

(4) K教室(本件わいせつ行為がEによって行われた場所)の鍵の管理の過失又は安全配慮義務違反

「K教室にはL教室を通して入るため、K教室の鍵は、実質的にはL教室の鍵であるところ、L教室の鍵は、本件小学校の職員室の中にある鍵をかける板にかけて保管されており、本件小学校の教職員であれば、誰でも自由に使用することができる状況で管理されていたことが認められる。

しかし、教職員には授業等でL教室を使用する必要性があることからすれば、上記のような保管方法が、一般的な鍵の管理方法として不適切であったということとはできない。

もっとも、仮にGとしてEが女子児童に対して性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見できたような場合には、Eが鍵を自由に使用できないよう管理すべきであったといえ、前記のよ

うな管理の方法が不適切であったといい得る余地がある。

しかし、Gとしては、本件わいせつ行為前において、Eが女子児童に対して性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができたとはいえないから、具体的状況に照らしても、前記のような管理方法が不適切であったとはいえない。

したがって、Gが、平成26年9月の時点で、K教室の鍵（実質的にはL教室の鍵）を適切に管理すべきであったとの原告の主張は理由がなく、Gの過失又は安全配慮義務違反を認めることはできない。」

三 研究

1 本件では、教育長と小学校の校長の不作為不法行為の成否が問われている。一般に、不作為が不法行為となるためには、違法性の観点から、その前提として行為をなすべき義務（作為義務）がある場合でなければならないとされる。単なる不作為だけでは、その主体や作為の内容を特定することができないし、他人の「権利」を侵害する危険性を考えることもできないからである⁽¹⁾。また、不作為が過失となるかどうかを判定するにあたって、その前提として行為義務が必要であり、不法行為における過失は、判例・通説によれば、権利侵害という結果を回避するための行為義務（注意義務）違反であるとされる⁽²⁾。

そして、作為義務の根拠としてあげられるのは、法令（民法820条・877条、道路交通法72条2項、学校教育法37条4項など）・契約・慣習・条理などである⁽³⁾。学校事故の判例では、一般に、不作為の法律構成がとられるときは、過失の有無が主な争点とされるが、これは、違法性の問題と過失の問題と共通した側面があるので、両者の作為義務の内容を峻別することができないからであろう⁽⁴⁾。というのは、不作為不法行為は、客観的行為義務違反を要件とするものと解されており⁽⁵⁾、それが「違法性」の問題であるとされているからである。さらに、そこでは、一般に事故に伴う損害の発生を最小限に防止すべき適切な措置を欠くことが過失であるとされ、それを認定する前提として作為義務が問われる⁽⁶⁾。

2 本件では、問題をどのように考えるべきであろうか⁽⁷⁾。

教職員の監督関係を規律する諸法規（「本判決の理由」を参照。）を根拠に本件教育長や小学校の校長Gに担任教諭Eについて、監督したり、配置において考慮したりすべき義務が作為義務として課される。そして、本件教育長にはEの本件小学校への赴任に際して、Gに対しEの前任校での前件問題を踏まえて、Eを適切に監督するよう指示をおこなうべき義務を負うものとされる。

この義務が成立するには、判決によれば、女子児童に対して性的行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができたといえることが必要だと考えられる。これを本件事案にあてはめると、次のようになるであろう。すなわち、前件問題が生じた時点では、Eが性的な行為に及ぶ危険があったと判断される。そのうえ、前件問題につき、Eは処分を受けておらず、事実上前件女子生徒と接触できなくなったことによって、前件女子生徒との接触を禁止する措置がなされものと解される。

しかし、判決がいうように、この措置の対象に他の女子生徒（女子児童）も含めうることになれば、これでは作為義務の内容を広げすぎる感を拭いきれないように思う。というのは、作為義務の内容をそのように広くとり、前件女子生徒はもちろんさらに他の女子生徒（本件のような女子児童）もそれに含め、これへの性的な行為の予見可能性を認めたとしても、今度は、その存在を前提として結果（問題の女子児童への性的な行為）の回避可能性を肯定できるかが問われることになるからである。⁽⁸⁾

ゆえに、本件教育長は、そもそも教諭Eの任命権をもたず、Eが前件問題で処分を受けなかったこともあって、Eが前任校で女子生徒について性的な行為に及んだことを把握していなかったというよりむしろできなかったようであり、そうであったからとしてもこれを非難されるべきではないものと解されよう。このような意味から、本判決は、本件教育長の過失（又はXへの安全配慮義務違反）を認めたことに若干の疑義が感じられる。

3 これに対して、本件小学校の校長Gの過失（又はXへの安全配慮義務違反）は、成立するのであろうか。

Eによるわいせつ行為が行われたK教室は、L教室を通して入る構造になっており、K教室の鍵は、実質的にはL教室の鍵であったのであるけれども、その保管は、小学校内にある板にかけるというかたちでおこなわれていた。本件小学校の教職員であれば、誰でも自由に使用することができたのである。

もっとも、Gとしては、Eが女子児童に対して性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができたような場合には、Eが鍵を自由に使用できないよう管理すべきであったといえよう。とりわけ、その予見可能性については、本件わいせつ行為前に、Gは、(i) Eが女子児童に対して肩に手を置いたり、顔を近付けたりしていること、(ii) Eの女子児童に対する接触が気になること、(iii) Eが女子児童を膝の上に乗せていたことなどを他の教員からの報告として受けていたという事情を考慮すれば、それを肯定的に判断することができたのではないだろうか。そのうえで、教室の構造や鍵の管理の仕方等に配慮するならば、本件わいせつ行為はこれを回避することができたように思う。

さらに、本件校長Gは、学校教育法37条4項に基づき、校務をつかさどり、所属職員を監督すべきである旨が定められている。この規定を根拠にして、校長は、児童の生命・心身の安全を配慮すべき注意義務（作為義務）が課されるものと解される。⁽⁹⁾ 具体的には、職員の配置を決定し、Eの服務を監督すべき義務が課されているといえる。とりわけ、Eの配置（特別支援学級の担任兼主任の任命）において、児童の生命・心身の安全に配慮すべき注意義務を尽くしたか否かという点は重要であろう。この点について、Gは、小学校赴任におけるEの前記のような問題行動を考えるならば、たとえ前任校での女子生徒に対する性的な行為を、Eがその処分を受けていなかったこともあって、把握していなかったとしても、すでに述べた事情からやはりその点は消極的に評価されざるをえないのではないだろうか。

4 したがって、いずれの点から見ても、本件校長Gの過失（児童の生命・心身の安全を配慮すべき注意義務違反）を肯定せざるをえないであろう。これに対して、本件教育長の過失（児童の生命・心身の安全を配慮すべき注意義務違反）は、すでに述べた理由からこれを問うことは難しいように思う。

〈注〉

- (1) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 中巻』（1983年青林書院）413頁、前田達明『民法Ⅵ₂ 不法行為法』（1980年青林書院）109頁。
- (2) 中井美雄「不作為による不法行為」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座1 総論』（1997年日本評論社）106頁。
- (3) 先行行為にもとづく義務違反の場合として、最判昭和62年1月22日民集41巻1号17頁。
- (4) この点につき、芝池義一「国家賠償法における過失の二重性」民商法雑誌112巻365頁は、「さしあたり次のことが考えられる」とし、「教育活動における明文の規定の欠如、過失判断の弾力性、違法性のイメージの悪さ、それに伴い教育活動について違法をいうことの心理的抵抗」を、過失が主たる争点にされる理由にあげている。
- (5) 過失の客観化をどのようにみるべきかという点は、過失を客観的行為義務違反として行為態様の評価を変える可能性がいわれ、作為義務を過失と区別して論じる必要性の消失がいわれている（藤岡康宏『民法講義Ⅴ 不法行為法』（2013年信山社）116頁-118頁。
- (6) 植木哲「中学校のクラブ活動中の事故と顧問教諭の過失の有無」民商法雑誌90巻1号（1984年）75頁（なお作為義務として安全配慮義務を考えている。）また、平野裕之『民法Ⅵ 事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（2018年新世社）140頁でも、「学校事故をめぐる学校、教師らの安全配慮義務の判例は多い。」とし、その例として最判平成20年4月18日判例時報2006号74頁をあげている。
- (7) 本判決について、柳本祐加子「スクール・セクシャル・ハラスメントについて—T市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策—」中京ロイヤー29号（2018年）23頁に〔追記〕のかたちで、「被告市の責任に関する判断の部分の要約紹介と、損害賠償に関する若干の検討」がなされている。
- (8) 事案は異なるが、飯村敏明「最判昭和62年2月13日解説」判例タイムズ706号（1989年）120頁、及びそこにあげられている参考文献参照。
- (9) 兼子仁『教育法（新版）』（1978年有斐閣）508-509頁（学校教師の児童・生徒に対する安全義務は、「その専門的教育権に伴うべきもので、学校教育法28条6項〈現行37条10項〉『児童（生徒）の教育をつかさどる』ことに含まれるかぎりのそれである」と述べられている。）参照。